

○九州地方整備局告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

九州地方整備局長 金尾 健司

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 一般国道496号改築工事（福岡県京都郡みやこ町犀川横瀬字分ヶ田地内から同町犀川上高屋字口ノ岩地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県京都郡みやこ町犀川横瀬字分ヶ田、字エンコウ、字ウド、字落合、字平林、字荒谷、字畑野、字堂ヶ迫、字西ノ原、字コヤ子、字一ノ坂、字コフノ本及び字ヘリ山並びに犀川上高屋字大平、字貝吹尾及び字口ノ岩地内

- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県京都郡みやこ町犀川横瀬字分ヶ田地内から同町犀川上伊良原字前田地内までの延長6,956mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道496号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道496号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、福岡県は本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること、福岡県内に存することから道路法第13条第1項の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、福岡県行橋市を起点とし、京都郡みやこ町、大分県中津市を經由して日田市を終点とする延長約 57.5 km の幹線道路である。

福岡県内における本路線は、行橋市と京都郡みやこ町沿線地域住民の通勤や通学といった日常生活を支える道路、救急医療での搬送道路、農産物や木材の輸送道路並びに永沼家住宅（国指定重要文化財）、蛇淵の滝及び蔵持山修験道遺跡（町指定史跡）等への観光地へのアクセス道路として重要な幹線となっているとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき福岡県が策定した「福岡県地域防災計画」において「緊急輸送道路ネットワーク」の一部として位置付けられている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める車道幅員を満たさない道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存するとともに、視距が確保されていない箇所も存していることから、大型車の通行はもちろんのこと、乗用車のすれ違い時の通行も困難であり、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

また、現道の沿線には、集落をはじめ、公民館及び学校等の公共施設が立地しているにもかかわらず、歩道が設置されていないことから、歩行者の安全な通行が確保されていない状況である。

さらに、現道は、多くの区間が二級河川祓川水系祓川（以下「祓川」という。）沿いにあり、過去に祓川の溢水による冠水や洪水による道路損壊及び陥没によって、通行規制が発生しており、中でも平成 24 年 7 月 14 日に発生した災害により、半日程度の全面通行止めが発生し、道路が寸断されるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

併せて、現道は、福岡県等が起業者である二級河川祓川水系伊良原ダム（以下「伊良原ダム」という。）建設工事の予定地及び湛水区域に存しているため、これらを回避したルートによる付け替えも必要となっている。

本件事業の完成により、現道における幅員狭小及び急カーブ区間が解消され、歩道を備えた線形等の良好な道路が整備され、災害危険箇所が回避されることから、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業と調査範囲を同じくし、環境影響評価法に基づき実施されている伊良原ダム建設工事の環境影響評価を準用している。

また、工事中における環境保全措置の実施についても、学識経験者を交えた「伊良原ダム自然環境保全委員会」（以下「保全委員会」という。）を適宜開催し、指導、助言を受け、環境保全措置を講じることとしている。

その結果によると、工事中における大気質、騒音、振動については環境基準等を満足するものと評価されている。

さらに、最新の計画交通量及び新たに得られた知見をふまえ、起業者が平成 25 年 3 月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質、騒音、振動について、いずれの項目においても環境

基準等を満足すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価及びその他の調査によると、本件事業地周辺において、動物については、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に掲載されている国内希少野生動植物であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ、チュウサギ、サシバ、サンショウクイ等が確認されている。オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、チュウサギ、サンショウクイ、シロチドリについては、営巣地は確認されておらず、主な生息環境が事業地外であることから、影響は小さいと評価されている。また、サシバについては、事業地内において営巣地が確認されており、本件事業により、生息地の一部が失われるが、周辺地域に類似した環境が広く存在し生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。昆虫類では、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているシジミガムシ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトゲアリ等が確認されている。ツマグロキチョウについては、現地調査で確認された生息地が事業地から離れており、影響は小さいと評価され、トゲアリについては、貯水湖の出現により新たに生息環境が創出され、生息は維持されることから影響は小さいとされている。シジミガムシについては、保全に向け、保全委員会の指導、助言を受け、事業地内での分布調査を実施することとしており、生息が確認された場合においては、湿地整備地での保全を行うこととしている。

植物については、環境省レッドリストにより絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているミズマツバ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウ等が確認されている。キエビネ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウについては、生育地の一部が消滅するが、周辺地域に類似した環境が広く存在し、生育は維持されるため、影響は小さいと評価されている。また、ミズマツバについては、本件事業の実施により生育個体の一部、あるいは全部が消失すると予測されたため、専門家の指導、助言を受け、種子の採取、播種、個体の移植を実施することとしている。

なお、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が7箇所存在するが、これらの箇所は、伊良原ダム建設工事と調査範囲が重複しており、このうち4箇所については発掘調査が完了し、記録保存等の適切な措置を講じており、残り3箇所のうち、1箇所については、福岡県教育委員会との協議により、調査不要とされ、その他の2箇所については、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通の確保と歩行者の安全な通行を確保することを目的として、道路構造令による

第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における本体事業のルートについては、申請のあった伊良原ダム西側案（以下「申請案」という。）と、一部現道拡幅及び伊良原ダム西側案、一部現道拡幅及び伊良原ダム東側案の3案について検討が行われている。申請案は他の2案と比較すると、取得必要面積は最も多くなるものの、支障物件の数が最も少なく、ほ場整備済み農地を分断せず、沿線集落及び伊良原ダムの集団移転地へのアクセスも優れること、トンネルの施工も生じず、土工バランスも優れ、現道の交通規制も生じないことから、工事の施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は幅員狭小及び線形不良区間等が多数存在し、また、自然災害による通行止めが行われること、さらに、伊良原ダム建設工事により付け替えが必要となることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、北九州市長を会長とする福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会や本路線沿線自治体であるみやこ町等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県京都郡みやこ町役場